

令和5年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時 令和5年6月7日(水)午後2時30分から午後4時35分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)
⇒ 原案の通り制限措置の内容等を定めることを適当とする旨答申することを決定。
- (2) 知事許可漁業に係る許可の基準について(諮問)
⇒ 原案の通り許可の基準を定めることを適当とする旨答申することを決定。
- (3) まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
⇒ 原案の通り漁獲可能量を定めることを適当とする旨答申することを決定。
- (4) 第22期鹿児島海区漁業調整委員会の職務代理者及び鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選出について(協議)
⇒ 職務代理者に重信委員を選出し、その順位を第1位とし、鹿児島県連合海区漁業調整委員会委員に重信委員を選出した。
- (5) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロックの提出議題について(協議)
⇒ 原案の通りとすることに決定。
- (6) さんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(協議)
⇒ 原案の通りとし、軽微な修正等は県に一任することを決定。
その他、漁業者のために網での採捕を認めることを検討したほうがよいのではないかという意見や、網が残されて漁場環境へ悪影響であるという意見があった。
- (7) くらまぐろに関する令和5管理年度における県知事管理漁獲可能量の運用について(報告)
⇒ 意見なし。
- (8) まあじに関する令和5管理年度における県知事管理漁獲可能量の運用について(報告)
⇒ 意見なし。
- (9) その他
 - ① 八代海におけるバッチ網漁業に係る漁場拡大については、熊本県と本県の両県海区漁業調整委員会で協議の場を設けるように働きかけを行っていくことを確認した。

令和5年度 第2回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和5年6月7日（水） 午後2時30分～

区 分	氏 名	出 欠
漁 業 者 ・ 漁 業 従 事 者	〈会長〉 阿久根 金也	○
	川畑 三郎	○
	楠田 勇二	×
	小崎 春海	○
	迫田 洋則	○
	重信 雅彦	○
	田村 眞一	○
	野村 敬司	○
学 識 経 験 中	〈会長職務代理者第2位〉 柳原 重臣	○
	佐野 雅昭	○
	西 一樹	○
立	肥後 正司	○
	前田 圭子	○
	前田 祝成	×

出席 12

欠席 2

<事務局等>

職 名	氏名
事務局長（資源管理監）	脇田 敏夫
事務局次長（技術主幹兼漁業調整係長）	森永 法政
事務局参与（技術主幹兼漁業監理係長）	富安 正藏
事務局書記（主査）	上今 達矢
水産振興課漁業調整係 技術専門員	村田 圭助
水産振興課漁業調整係 水産技師	山神 諒平
水産振興課漁業監理係 技術主査	保科 圭佑

－令和5年6月7日（水）午後2時31分開会－

【開会】

○脇田事務局長

皆様、こんにちは。定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから令和5年度第2回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員14名中12名のご出席をいただいております。

漁業法第145条第1項に定めます定数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

それでは議事に入らせていただきますが、始めに事務局よりお知らせがございます。

本日は傍聴を希望される方が2名いらっしゃいます。

まず、傍聴に関する手順等につきまして、事務局より説明し、委員の皆様の了解をいただいた後に会議を進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、傍聴の規定について、ご説明します。

本委員会では、傍聴に関する規定は定めていないために、県議会の傍聴規程を参考にしまして手続を進めさせていただきたいと思っております。

本委員会は漁業法に基づき公開となっており、傍聴は自由に行えますが、傍聴手続は県議会傍聴規則等により傍聴人への説明の内容については、次の通りとすることといたします。

まず、傍聴人は傍聴者の名簿に住所・氏名等を記載しなければならない。

2つ目です。傍聴については、傍聴席で行うこととします。

3つ目、傍聴は静粛に行い、次の事項を遵守することといたします。

①傍聴人は、録音や写真撮影については、後に記録を公開することから、委員会の当日は不許可とします。

②傍聴人は、議長の指示に従い傍聴することになりますが、指示に従わないときには、議長の判断で退場させることも可能といたします。

以上でございますけれども、名簿だけ記載されており、現在不在ですので、傍聴人への説明につきましては、担当職員が外で説明した後に入室してもらうことといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

○阿久根議長

では、ただいま傍聴につきまして、説明がありましたが、傍聴を認めないとはできないことになっております。委員の皆さんからご意見ありますか。

ないということで、傍聴を認めることといたします。

まだ傍聴人は来ていないが、始めてよろしいですか。

○脇田事務局長

それでは、傍聴人が来次第、担当職員が外で説明するというので、了解いただいた後、入室ということでさせていただきたいと思っております。

(傍聴人入室)

○阿久根議長

傍聴人におかれましては、事務局より説明がありました通り、静粛に傍聴のみとしていただきます。静粛ではない場合、発言をした場合退出もあり得るということをわかってください。

○脇田事務局長

注意事項をご説明させていただきます。発言は挙手の上、議長の了承のもと、マイクがお手元に届きましてから行うようお願いいたします。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

梅雨に入りましたので、皆さん体調にくれぐれもご留意の上、ご健勝くださいますように祈っております。

【議事録署名者の指名】

○阿久根議長

それでは、私から議事録署名者を指名するということによろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、今回は野村委員と肥後委員をお願いいたします。

(「はい。」という声あり。)

【議題1】

○阿久根議長

早速議事に入ります。議題1は、知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これは諮問事項です。執行部から説明をお願いいたします。

○水産振興課（山神水産技師）

はい。それでは、議事1についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料1となります。本議題は諮問事項でありますので、まずは1ページの諮問文を読み上げます。

—諮問文—

水 振 第 2 3 4 号
令和5年6月2日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等及び鹿児島県漁業調整規則第15条第2項の許可の有効期間を別紙のとおり定めたいので、同法第42条第3項及び同規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

○山神水産技師

2ページをお開きください。今回、3つの漁業について許可したく諮問いたします。漁業種類ごとに許可を担当していますので、担当者よりそれぞれ説明いたします。

まず、私が担当しております、刺し網（まだい・いさき流網）漁業についてご説明いたします。

当該漁業につきましては、令和5年8月31日で許可期間が満了しますが、引き続き同漁業の操業を要望する者がいるということで、許可の更新が必要となっています。

操業区域は、甑島漁業協同組合の共同漁業権区域で、操業時期等は表に記載の通りです。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は31としております。これにつきましては、現許可32隻から1減であること、漁業権者である甑島漁業協同組合によると、資源状態は問題がないことなどから要望のあった隻数を設定しております。

今回、答申が得られましたら、許可は令和5年9月1日から令和8年8月31日までの3年間について行う予定です。

申請すべき期間は令和5年6月12日から7月11日としております。

続いて、同じ2ページの2番、固定式刺し網（いせえび雑魚建網）漁業についてご説明いたします。

本件につきましては、調整規則で通常3年間と定められている許可の有効期間を短縮し、令和5年8月21日から同年12月31日までに限定して許可を行うことについても併せて諮問させていただきます。

当該漁業は、川内原子力発電所周辺の共同漁業権から除外された区域において、いせえびを目的とした固定式刺し網を営もうとするものです。

操業区域については、3ページに図を示しておりますので、そちらをご確認ください。

当該漁業につきましては、毎年、九州電力と漁業者側で、発電所施設の管理運営に支障がないよう、操業時期や操業統数等について協議を行っております。

本年においても、昨年と同じく、許可又は起業の認可をすべき隻数26、操業期間8月21日から12月31日までという内容で協議が整う見込みであるということで、答申が得られましたら、公示内容の通り許可を行う予定です。

こちらにつきましては、申請する期間は令和5年6月12日から7月11日としております。

この期間についてなんですが、その両者の協議のスケジュールによって、許可の申請する期間の終わりの期間が多少前後する可能性があるということをご了承ください。

なお、本許可の申請に際しては、九州電力に操業を認められた者であることを証する書類の添付を求めていることを申し添えます。

これら2つの許可について、公示した隻数を超える申請があった場合の許可の優先順位につきましては、すでに承認を得ております基準を適用します。

資料の7ページに掲載しておりますので、お目通し願います。

続いて、同じ2ページの3のあさひがにかかり網漁業について、担当の上今よりご説明いたします。

○上今主査

それでは資料1の2ページ、あさひがにかかり網漁業の説明をいたします。

当該漁業につきましても、8月31日で許可期間が満了するため、一斉更新を行うものです。制限措置の内容は表の通りとなります。

前回更新時は8隻でしたが、2隻減により6隻許可の予定となっております。

答申が得られましたら、許可期間は9月1日から3年間となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

ただいま執行部から説明がありました。

委員の皆様方から、ご意見、ご質問があれば、挙手の上どうぞ。
ないですか。

特に、ご意見がないようですので、それでは議題1の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については、原案の通り定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

それでは、そのように答申することにいたします。

【議題2:知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）】

○阿久根議長

議題2は知事許可漁業に係る許可の基準についてです。これも諮問事項です。執行部より説明をお願いします。

○水産振興課（上今主査）

はい。資料2になります。1ページをお開きいただきまして、こちらも諮問事項ですので諮問文を読み上げます。

—諮問文—

水 振 第 2 2 2 号
令和5年6月7日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第5項の許可の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

○上今主査

資料の2ページをお開きください。この許可の基準につきましては、許可すべき船舶等の数がこの公示した数、今回で言えば、あさひがにに係る網漁業では6隻なんですけれども、これを超える場合に、この基準により許可するものを定めるということになります。あさひがににかかり網漁業の許可基準につきましては、漁業法改正後、初めてのの一斉更新のため、基準をまだ決めていませんので、今回、次の優先順位により許可をするものを定めることをご審議願います。

資料2ページをご覧ください。読み上げます。

1 前年当該許可を受けた者で、かつ、前年の操業実績がある者。2 過去3年に当該漁業許可を受けた者で、かつ、操業実績がある者。3 過去3年に当該漁業許可を受けた者に

従事した経験があり、自衛能力があると認められる者。4 上記以外の者。

こちらの基準につきましては、他の漁業許可と同様のものとなります。以上が説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

議題2につきましても、ただいま執行部から説明がございましたが、委員の皆様方からご意見ご質問等ございますか。

ありませんね。特にご意見ご質問がありませんので、議題2の知事許可漁業に係る許可の基準については、原案の通り定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

では、そのように答申することといたします。

【議題3:まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)】

○阿久根議長

議題3は、まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定についてです。

これも諮問事項です。執行部から説明をお願いいたします。

○水産振興課(保科技術主査)

はい。資料3をお願いいたします。めくっていただいて、1ページ目に諮問文をつけておりますので、まず、読み上げさせていただきます。

—諮問文—

水振第224号
令和5年6月1日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)

このことについて、別案のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項及び同条第5項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

○保科技術主査

資料をめくっていただいて2ページ目をお願いします。

2ページ目の「まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の変更について」から説明させていただきます。

まず、1概要でございます。

今回お諮りするの知事管理区分のうち、数量が明示されている「鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業」から200トンを超洋旋網組合へ、800トンを超洋県へ融通するものです。

また、知事管理漁獲可能量として設定していない「県留保枠」から超洋県、山口県へ融通を行っており、これは報告とすべき内容ですが、関連致しますので、一緒に説明致します。

次に、2経緯です。

超洋旋網組合及び超洋県、山口県においては5月以降、漁獲量が積み上がったことから、比較的漁獲可能量に余裕がある本県に対し、漁獲可能量融通の相談があり、そのうち、超洋県、山口県においては非常に逼迫した状況で、可能な限り早い時点での融通希望があったところです。

続いて、融通可否を判断するための「3本県におけるまさば及びごまさばの漁獲状況」について説明致します。

まず、まき網漁業について、下の表をご覧ください。

まき網漁業は知事管理漁獲可能量として7,500トンと数量明示をしており、5月末時点で4,795トンの漁獲があり、消化率は63.9%となっております。

右隣の「今後漁獲量想定」には6月の漁獲量が平成30年以降最大であった約1,200トンを記入しており、その場合に1,505トンの残が生じます。

次に、敷網、定置網、一本釣りを含む「その他」は現行水準であり、漁獲可能量の振り分けはありませんが、目安量として600トンが設定されています。これに対し、328トン多い、928トンが漁獲されています。平成30年以降最大であった1,003トン/年となった場合、最終的に403トン超過（マイナス）となりますが、県全体の漁獲可能量としては2,002トンの残が生じる見込みです。

ページを1枚お進みください。これまで説明した事項を踏まえて「4対応案」を説明致します。

先ほど説明申し上げたとおり、平成30年度以降の最大漁獲量があったとしても2,002トンの残が想定されることから、次の表のとおり対応したいと考えております。

数量明示がされている県まき網漁業の漁獲可能量から超洋旋網組合へ200トン、超洋県へ800トン融通します。事務的な流れとしては、計1,000トンを県留保枠に受け入れ、それぞれ各機関へ融通することになります。

その他漁業は現行水準なので、動きはありません。

県留保枠について、ルール上、県留保枠は現行水準に移すことができません。そのため、実質的に数量明示されているまき網漁業に移すことしかできないため、県留保枠が減少することが直接影響する県まき網組合へ確認したところ、超洋県、山口県への融通を承諾していただいたため、留保枠から超洋県に500トン、山口県に300トンを融通致しました。

これらをまとめますと表の一番下の「計」の欄にあるとおり、2,002トンから1,800トンを融通し、最終的に202トンが手元に残る形になります。

しかし、自然相手ですので、想定できない突発的な大漁がある場合も当然考えられます。今回の融通後に、サバが大漁し、県の漁獲可能量を超過した場合には、最悪、今度の7月から開始される令和5管理年度から差し引かれることもあり得ます。

その場合には、今回本県が融通した各県から、融通した量を上限に漁獲可能量を融通し返していただくことになっておりますので、今回の融通によって本県漁業者が不利益を被らないように調整して参りたいと考えております。

今回の融通後の本県知事管理漁獲可能量は、数量明示されているまき網漁業が1,000ト

ン減少した6,500トンとなります。

以上が令和4管理年度における変更に係る説明でした。

続きまして、4ページをお願いします。「まさば及びごまさばに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について、説明致します。

令和5年4月26日付け5水管第325号にて、農林水産大臣から11,800トンを配分する旨の通知があったことから、県資源管理方針別紙1-6に基づき、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠としました。

【漁獲実績と配分比率】にあるとおり、R1～R3年のまき網平均値は8,701トンで91.2%、その他漁業は844トンで8.8%となり、県留保枠を差し引いた10,620トンに乘じ100トン未満を10トン単位で四捨五入すると、まき網漁業で9,700トン、その他漁業は現行水準であるため目安数量ですが、920トンとなります。

今後は、鹿児島、熊本海区漁業調整委員会へ諮問し、答申をいただけましたら、農林水産大臣の承認を経て、県公報に告示する予定です。

以上、ご審議のほどどうぞよろしくお願い致します。

○阿久根議長

ただいま、県からの説明が終わりました。委員の皆様方でご意見、ご質問ございますか。はい、川畑委員。

○川畑委員

ちょっと質問させていただきます。今、この融通先への島根県500トン、山口県300トンで、もし、本県が202トンをオーバーした場合、この融通先から返していただけると、今報告がありました。

この融通先がですよ。これに見合うだけの漁獲を取めた場合は、その対応はどうなるんですか。

○保科技術主査

すいません。今、委員の質問の趣旨としましては、例えば、島根に500トン渡しました。

実際は400しか捕りませんでした、100余りましたらどうしますかというニュアンスですか。

○川畑委員

違う。鹿児島県が202トンの余裕がありますけども、202トンを超えたときに、返してもらった融通先が500トン融通してもらった枠を、もう400トン捕ったと。その時100トンしか余ってませんよね。ということは、もう本県に対しては足りないわけでしょ。

こういう場合の処置はどう考えているのか。

○阿久根議長

ちょっと待ってください。今の質問なんですが、勘違いしてると思うんですよ。

今年の分を超えたら、来年の枠から先取り分を相手方からもらうんです。来年はまだ始まってないわけだから、返してもらえるわけです。今、川畑委員が言ってることは説明した後の誤解だと思うんですね。

今年、貸しました。だから、今年もうそれで行きました。

来年は、川畑委員は来年もし相手が捕り終わったら返してもらえるのかと。相手も捕ったんだから返す枠がないんじゃないかという心配だと思うんですが、令和5管理年度に入った時点で数字は返ってくるわけですから、足りないということはないわけですよ。

○川畑委員

わかりました。

○保科技術主査

会長ありがとうございます。

○阿久根議長

質問が明確でないときには僕のところで処理しますので、同じ話をしないように。

○保科技術主査

補足なんですけど、今回貸した分が全て来年度になったら自動的に返ってくるというわけではなくて、本県が超えた場合に超えた分だけ返してもらうという形になります。

なので、6月いっぱい一旦もう数量リセットされるものですから、来年は来年でまた走り出して、お互い助け合いの精神でいこうというところでした。

○阿久根議長

はい。いいですか。他に委員の皆様方からご意見ございますか。ないですね。

それでは、議題3につきましては、特にご意見もないようですので、まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における県知事管理漁獲可能量の変更及び令和5管理年度における県知事管理漁獲可能量の設定については、原案の通り、漁獲可能量を定めることが適当である旨、決定してよろしいですか。

(「はい。という声あり」)

○阿久根議長

それでは、その旨答申することに決定いたします。

【議題4:第22期鹿児島海区漁業調整委員会の職務代理者及び鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選出について(協議)】

○阿久根議長

続きまして、議題4は、第22期鹿児島海区漁業調整委員会の職務代理者及び鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員の選出についてです。これは協議事項です。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(上今書記)

はい。事務局です。資料4をご準備いただきまして、1ページをお開きください。

現在、職務代理者が1人しかいないため選出するものです。

漁業法施行令第13条第2項において、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときはあらかじめ委員が互選したものがその職務を代理すると規定されておりまして、また、下の委員会事務規程におきましても、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が定められた順位によりその職務を代理すると規定されておりまして、

資料の2ページから5ページは事務規程を掲載しておりますので、後程お目通しください。

続きまして、資料の6ページをお開きください。連合海区の委員の選出についてです。

連合海区委員会事務規程によりまして、連合委員会は、委員9名をもって組織する。委員は各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもって充てると規定されておりまして、

各海区から3人選出されておりまして、鹿児島海区からも3人選出してはいましたが、下の名簿にあります通り、現在は2人となっておりますので、残りの1人を選出するものです。これも互選することとなっております。

まとめますと、職務代理者を1人選出していただきまして、その順位を決定していただき、その後、連合海区委員となる方を1人選出していただきたいと思っております。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

事務局から説明が終わりました。

さて、会長職務代理者1名の選出なのですが、皆さんご存知の通り、我々の仲間でありました中馬委員が、あのような悲しい訃報となりました。その後任を決めなければなりません。

投票も考えられますが、今までの慣例といたしまして、副会長は、学識経験・中立委員以外の漁業者代表につきましては、会長が推薦してしてきたんですが、どのようにお計らいした方がよろしいでしょうか。私の推薦でよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

今までそれですと私が10年間いまして、ずっと会長が変わるたびに、また、欠員が出た度ににそうしてきたことです。

私から重信委員を推薦いたしたいと思いますが、皆さん、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○阿久根議長

それでは重信委員を副会長ということで、私の職務代理者第1位でよろしくお願いいたします。

○重信委員

すみません。私で役に立つかわかりませんが、よろしく申し上げます。

○阿久根議長

続きまして、連合海区につきましては、会長と副会長2名が今まで出ていたんですが、そのように取り計らってよろしいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

では、そのように取り計らいたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【議題5:全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題について】

○阿久根議長

それでは、議題5は全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提出議題についてです。これも協議事項です。事務局から説明お願いいたします。

○事務局(上今書記)

はい。資料5をご準備ください。1ページお開きいただきまして、この議題の概要について説明いたします。

まず、1番目の手続の流れについてです。今回協議する提出議題案は、来年度の令和6年度の要望事項となります。

例年、以下の手続を経ておりますので読み上げます。

まず、連合海区事務局案を作成しておりまして、各海区の事務局へ委員会協議を依頼しております。

そして、各海区で委員会を開催し、協議決定後、連合海区へ回答をします。

本日の段階がこの②の部分に該当いたします。

そして、各海区の回答を受けまして、連合海区を開催し、最終決定いたします。

連合海区漁業調整委員会を7月に開催する予定としております。

こちらの提出議題案につきましては、2番にあります通り、例年継続で3つ提案しております。

まず、1つ目が大中型まき網漁業及び沖底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等につきまして、2つ目が日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持につきまして、3つ目が太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進につきまして、この3つになります。

この協議の内容といたしましては、この提出議題案の3つにつきましてこの通り継続要望するかどうかに加えまして、九州ブロック会議において話題提供や議論すべき項目があるかどうか、或いは国への新規要望事項として追加して要望する事項があるかないかにつきまして、ご協議いただきたいと思います。

資料の7ページ以降に参考としまして、今年度、令和5年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望書案を添付しております。それではご協議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

ただいま事務局より説明が終わりました。毎年、毎回同じ提出議案で、回答も同じ回答で、前進も後退もせずに、同じことを繰り返してるなあと私的には思っております。

皆さん何かご意見ご質問ございますか。

特に、外国漁船につきましては、これは日本と中国の国同士のものでありまして、尖閣問題、川畑委員が得意な尖閣問題にいたしましても、漁業というよりは、もう防衛上の話になって参りますし、大中まきにおきましても、小さいものから見たら大きな漁業は迷惑なのはもう当然でございまして、このままもう、毎回同じ話をして毎回同じ回答をいただいてということになるんじゃないかなあとは思っておりますが、委員の皆様方から何かありますか。

○阿久根議長

はい、佐野委員。

○佐野委員

別にこのままでもいいんですけど、会長がおっしゃったように、いつも同じことで、何にも進歩がないっていうのは、なかなか忸怩たる所ではあります。

前にこの委員会で少し議論になりましたけど、やっぱ洋上風力の扱いについては私は非常に気になってまして、こういうのは他の海区でどのような状況なってるのかとか、いろんなところで情報交換っていうのを調整委員会の集まりでやっていていただきたいなという要望があるんです。

ですから、そういう九州ブロックでの話題提供などそういったところで他県の状況等も聞いていただければと思うんですが、いかがでしょうか。以上です。

○阿久根議長

新聞等々によりますと、自民党の森山会長が、明確に洋上風力を推進するということが書面に出了たから。先進地といたしまして千葉銚子沖等々、私も調べました。

あんな有名な千葉銚子沖が洋上風力の第1線として関東では1番広がっていて、本県についても計画があるようですが、どうしていくのかについては我々漁業者には、漁協を通じてしか、外からしか入ってこないし、委員の皆様は本当に知らないことがたくさんあると思います。

エネルギー対策課という水産振興とかけ離れたところでやってるから、密に連絡を取るように言ってるんですけど、なんか、漁業を知らない人から漁協にいろんな質問が

来たりして、どういう漁業を営まれてるんですかって何か調査を、うちの漁協に来てですね。それは水産振興課に聞けば許可の内容はわかるのにとというのが、うちの漁協に来てました。今頃何を言ってるのかなと県庁の縦割りもちょっと相当ひどいなと思いがですが。

はい、佐野委員。

○佐野委員

今週末日曜日に前の長谷水産庁元長官と会って、その話を議論するんですけど、元長官が言うにやっぱり彼も非常に危惧をしておるということで、住み分けなんです。海の使い方で、要するに漁業とエネルギーとで、この先どのようにうまく使い分けていっていかってということをきちんと適切にしなければ、やっぱり漁業生産食料供給に甚大な悪影響が出る可能性があるというふうに元長官も今考えておられるということで、結局、各地域地域で適切な住み分けに関して十分な議論をしてもらいたいというようなことのようなんですね。

その十分な議論っていうのをを行うのが、調整委員会ではないのかと私は思っておるので、どうなってるんだろうというのは他県にも聴きたいし、他の県ではどのようになっているのかっていう情報も知りたいなと思っております、いずれにせよそういった十分な議論のないままに、電力供給第1という形で進むと、おそらく漁業生産の方で、何らかの支障が出てくるんじゃないかなというふうに危惧はしております。以上です。

○阿久根議長

はい、事務局。

○事務局（上今書記）

はい。佐野先生からのご指摘は、昨年度の委員会でもございまして、昨年度の九州ブロック会議において本県から提案議題として九州ブロック会議においては提案させていただきまして、九州各県の状況につきまして、昨年度の委員会中に、委員の皆様にもご報告はさせていただいているところでございます。

○阿久根議長

なんか九州はどこも上手くあんまり進んでないみたいなことを聞きましたけどね。

だから、九州ブロック会議だったら、全国ブロック会議の問題がありますよね。

全国ブロック会議では、先進地があるから、九州が駄目なら全国に上げるために、まず、九州に出さなきゃ全国には広がらないわけですから。

九州でもんでいただいて、全国にも先進地があったりしますので、やっぱり佐野先生がおっしゃられる通り漁業が存続しながら、海を人類のために、共通の資源として使えればなというのは皆さん共通認識だと思っておりますので。それでいいですよ。

佐野委員。なんか言いたいことがあればどうぞ。

○佐野委員

いえ、本当にその辺は九州やら全漁調連で議論をしていただきたいと。

やっぱり漁業サイドがもうちょっとそこに絡んでいくと、それから調整委員会の中でもやっぱり議論していくというようなことが必要ではないかなとは思いますが。

我々も全部が駄目だというわけではなくて、もう進めると森山さんが言ってる以上進むんですから、あとは適切な住み分けですよ。

だから、鹿児島は現実問題として、それがもう進みつつあるようなので、もう少し我々が緊張感・緊迫感を持って、この話題に取り組むのかなと思っておりますので、とりあえずそういう共通認識をこの委員会の中で持ったらそれはそれでいいかなとは思っております。以上です。

○阿久根議長

5月10日を期限としたあれに県知事が手を挙げなかったよね。わかっている。知っているでしょ。はいどうぞ。

○脇田事務局長

今、会長がおっしゃられました5月10日までというのが国に情報提供をする期日でございましたけども、利害関係者の方で一部情報提供を求めないというご意見がございましたのを受けて、知事は情報提供を今回についてしないという決定をして、やっていない状況でございます。

先ほど、少し会長の方から話がありました漁業実態調査につきましては、エネルギー対策課から依頼がありまして、水産振興課の方で、各漁協に文書を出ささせていただきました。

中身的には許可をしているので、操業区域は分かるんですけども、実際にその操業区域で、主にどこで操業してるかというのを把握した上で、利害関係者のある程度絞り込もうという作業を現在しているところです。

漁協さんに記入していただいたものを回答いただいておりますので、それを元に6月7日にはなるんですけども、地域振興局の水産担当の方で、個別に回って詳細に聴き取りをして整理しようというふうに計画しているところです。

そういった中身をもってエネルギー対策課の方では、いわゆる研究会みたいなものを立ち上げて、色々と調整をしていくように伺っております。簡単ですが、そういうことでございます。

○阿久根議長

はい、迫田委員。

○迫田委員

報告ということでお聞きしていただきたいと思いますが、私どもいちき串木野市の市長を先頭に、串木野市4漁協、それから建設業界等々の皆さん方でこの県庁で知事に直接、情報提供してくださいというような要望をいたしました。

その結果、我々は期待をしておったんですけども、今、県の方から話がありましたように、ある団体の方からどうも情報提供をやめてくれというような意見があったということで、今回、令和5年度においても県は情報提供しなかったというふうな話を聞いております。

業者によれば、このいちき串木野市4漁協の沖合においては十分採算が取れるので、とりあえず先発としていちき串木野市4漁協の沖合で事業を開始したいというような市長の強い思いもあって、そういう行動を起こしたんですけども、残念ながら令和5年度は先ほど言いましたような反対もあったもんですから、情報提供しなかったというふうな話でございます。

また、今後いろんなところで、業者、もしくは市の対策課とも色々協議をしながら、この話については進めていくんだろうと思っております。以上です。

○阿久根議長

今、手を挙げる挙げないというのは、佐野委員、県知事が国に対する情報提供という形で名乗りを上げますと、これは必ず決定して風力発電ができるという問題じゃないんですね。

情報提供ということをする、今度は現場段階では、例えば、迫田委員のところを推進してるのであれば、推進協議会に移行するわけです。

推進協議会に移行しなければ、漁業に対する協力、補償という言葉は使えませんから、協力とそれから電力供給はどこにあげるのか、おそらく川内原発に繋がるラインにつながるのかもしれませんが。

もちろん、うちも関係漁協ですので私も詳しく組合長より知ってんですけど。

だから、県知事が手を挙げなければ何も現場サイドの話はできないわけですよ。

例えば、県知事が手を挙げないと漁業について、どういう協力体制をとっていいのかとか話し合う場がないから、現場サイドも手を挙げなければそこまで入っていけないんですね、まだ。

ただ業者はやりたい。やらしてくださいって現場で説明して、現場はいいよと言うけど、ある業界団体、個別には言いませんが、あるうちの沖合の団体がちょっとそれやめてくれということで、1業界団体がやっぱり反対すると県知事としては名乗りを上げられなかったということで、みんなが協議会まで移ってから、いろんな情報を共有しながらこれやっぱり駄目だ、駄目だねとか、こうやったら漁業と共存共栄できるねっていうところまでいけたらなあというのは地元漁協サイドだったんですけど、迫田委員が言われるのは。

だから、そこにまで至らなかったと、また1年間振り出しに戻ったという形になったということをお迫田委員は言いたいと思うんですね。

手を挙げないとか風力発電の話が出ましたが、委員の皆様方もそういうことが、今、鹿児島県では起きてると。県知事が手を挙げる環境は反対団体があつたりすると挙げられないから、我々委員会に来る前に止まっているわけですよ。

手を挙げたら、現場と漁業と海区の問題が出てきますので、そこを調整していくのがこの委員会であり、公海上ですから、いろんな漁法の県知事許可漁業で輻輳しておりますので、そこについてどうするんだというのを、何年かに渡って協議して初めてOKサインが出るんですから、ここ2~3年のうちにどうのこうのとはならないです。

でも、今やらなきゃ10年後はできないよっていう話ですよ。そういうことです。皆さんの共通認識として、だからここで協議する以前の問題で、県知事が足かせがあるから手を挙げられないでいるという形です。それではいいですか。

他にございますか。ないですね。

それでは、全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロックの提出議案については、おざなりではございますが、このままということでもいいですね。

(「はい。という声あり」)

○阿久根議長

そのように決定します。

【議題6:さんご漁業にの許可等に関する取扱方針の一部改正について(協議)】

○阿久根議長

今日は議題が多いですよ。続きまして、議題6はさんご漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてです。これも協議事項です。県執行部からの説明をお願いいたします。

○水産振興課(森永技術主幹兼漁業調整係長)

はい。資料6をお願いいたします。

まず、資料1ページに基づきまして、概要を説明したいと思います。

今回、取扱方針を見直す経緯につきましては、現在、さんご漁業の新規漁業許可の要望があつたところです。

一方、宝石サンゴにつきましては、中国などで需要が高まり、価格が高騰しており、漁業者の関心が高まっているところです。

しかし、この深海サンゴというのは非常に成長が遅いため、採り過ぎた場合ですね、

資源減少した場合、回復に非常に長期間かかるというような状況もあります。

そういうこともございまして、ワシントン条約において国際取引を規制すべきとのそういう議論がある状況です。

水産庁はこういう状況の中、宝石サンゴの管理を適切に進めるため、現状以上の許可を発給しないなど、漁獲努力量が増えない措置をとるよう通知文、技術的助言ということで、平成27年10月に文書を発出しております。

文書につきましては9ページ以降に添付してございます。1ページに戻っていただくようお願いします。

本県のさんご漁業の取扱いにおきましては、水産庁の技術的助言を踏まえまして、現在まで許可件数以上の新規許可は行ってこなかったという状況がございましたけれども、新規許可の要望がございましたので、改めて水産庁に確認したところ、漁獲努力量を増やさずに調整するのであれば水産庁も相談に応じるというような回答がありましたので、水産庁に相談しつつ、検討を行ってきたところです。

総漁獲努力量を増やさない措置というのは、例えば、許可を増やしても、採捕数量を増やさないのであれば、相談に応じる余地があるということで検討してきたところです。

2番ですけれども、現在の取扱方針ということで、現在は深海さんごということでアカ、モモイロ、シロサンゴということで定めております。

許可対象としましては、操業の実績、あと、操業区域の漁業者の協議会等の同意というところで許可をしておりました。

この操業実績等があることによって、なかなか新規許可が難しい状況がございました。

操業区域につきましては、5海域で宇治、三島、十島、熊毛、奄美を緯経度で設定しております。許可の期間については1年以内。条件としましては、選択的にさんごを採取することが可能なものに限り、その採取船については1隻のみということになっております。

3番、現在の許可の状況ですけれども、許可は1隻1件ということですが。

許可をしようとする場合は、漁業種類や許可すべき漁業者の数などの制限措置を、海区漁業調整委員会に諮問し答申を経て公示しております。

4番ですけれども、今回の取扱方針を見直す主な内容としましては、水産庁の技術的助言を踏まえて、資源管理措置を明記、具体的には採取量の上限を定めるなどということで、水産庁と相談しながら、明記していきたいということで考えております。

許可対象者につきましては、これまで実績などがございましたけれども、今回につきましては、選択的に採取することが可能と認められるものを使用船舶に搭載して操業できる者、2番目としまして、実質的に自ら当該漁業を営もうとする者で資源管理への取組、資源管理措置が取扱方針の中に記載しておりますので、それへの取組が行える者、あと、操業する海域との調整が整っていると認められる者ということで、許可対象者を整理したいと考えております。

あと、(2)ですけれども、資源管理措置を明記ということで、①漁具漁法（採取船）の制限、選択的に採取するものということです。さんごについては、他県ではさんご網というのも使われておりますけれども、本県ではこれまで潜水艇という採取船を使いまして、選択的に採取しているということで、これは継続で措置として入れたい。

あと、②採取数量の規制、これにつきましては水産庁の指導もあり、年間数量の上限を設けるもので、これは新たに入るものです。

③操業位置、採取状況、販売実績の記録、保存で、これは操業位置についてはGPSなどのデータ記録、採取状況については映像や写真などの記録、販売実績については入札会などの情報を提供してもらおうというようなことを考えております。

④体長制限ですけれども、小型のさんごの採取を防ぐということで、15センチ未満の

さんごの採取はしてはならないというような措置を設けておりまして、これは今も実施しているところです。

あと、⑤採取数量の報告等ということなので、これは現在も報告してもらっているところですが、さらに採取数量の制限、上限を設けることによって、細かく報告してもらおうということを追加で明記しております。

(3) 許可等の条件につきましては、(2)などの資源管理措置等を反映した条件に整理する形で変更したいと考えております。

具体的には2ページ以降に新旧対照表で示しております。

まず、1番ですけれども、左側が新しい改正案、右側が現行案となっております。

深海さんごとは(1)にありますけれども、水産庁の指導もありまして、これまでより詳細に記載しており、技術的助言の内容を盛り込んだ規定としているというところです。

(2)については、さんごにつきましては、生きたものと死んだものということで生きたさんごと枯れたサンゴということがございますので、その定義も入れております。

(3) 許可対象者、ここが大きく変わっておりまして、これまでの現行では、アとイで操業実績や漁業の経験がある者、操業区域の協議会の同意が必要となっております。

今回は、選択的に採取することが可能と認められる者、実質的に自ら当該漁業を営もうとする者であって、資源管理への取組が行える者、ウにつきましては操業海域の漁業者等協議会の同意ですので変わっておりませんが、操業実績とか経験とかその辺がなくなっております。

そういう意味で、新規に取り組みたいという方が可能な形となっております。

続きまして、変更点ですけれども、(6) 深海さんごの資源管理措置、これは現行では全くないところです。

まず、ア採取船の制限、これは資源管理措置としてはなかったんですけれども、現行においても、許可の条件の中に入っている内容なんですけれども、選択的に採取できると。

さらに、網漁具を使用してはならないということを追記しております。

続きまして、イですけれども、深海さんごの内、生きたさんごについて採取量の上限を設けると。水産庁とも協議したところですが、さんごにつきましては、生きているものと、枯れたもの、死んだものがあると。生きているさんごが非常に価値が高いということなんですけれども、この生きたさんごにつきましては、再生産に寄与するということがございますので、その部分で採取量の上限を設けようということで記載しております。

なお、許可を受けたものが複数ある場合については、1者当たりの採取上限量を設けております。1者のみが採り過ぎるということを防ぐために、1者当たりの採取上限量を設定しているというところがございます。

続きまして、3ページをお願いします。

ウにつきましては、これも新たな部分なんですけれども、採取状況の記録、採取状況の映像又は画像のデータを保存していただくと、さらに、許可の有効の満了日から3年間保存していただくと、そして、知事から要求があった時には提出していただくというような内容となっております。

エにつきましては、操業位置の記録、保存ということで、出港から帰港までグローバルポジショニングシステム、これはGPSになるんですけれども、GPSデータ等を記録していただくと、これも許可の有効期間の満了日から3年間保存してもらおうというような内容になっておりまして、同様に、知事からの要求があった場合提出していただくというような内容となっております。

オにつきましては、深海さんごの内、生きてるさんごにつきましては、採取に係る大き

さの制限を設けるということで、15センチ未満のものは採取してはならないということにしております。

これは、現行の許可条件の中に入っている内容でございます。

カにつきましては、採取数量の報告です。これにつきましても、翌月の10日までに報告してもらおうと、あと、採取上限を設定してますので、その7割を超えた場合で知事が指示した日以降は、操業日の翌日までに報告してもらおうというようになっております。

キにつきましては、年間販売実績の報告です。これも入札会などの販売実績を保管していただき、知事から要求があった場合には、データの提供をしていただくということになっております。

クにつきましては、許可数の制限です。知事は水産庁長官の国内の宝石サンゴ資源の管理についてに基づきまして、総漁獲努力量が増えない措置を優先することとし、資源保護及び漁業調整のための問題があるときは許可数を制限することがあると、そういう状況があったら許可数を制限することがあるということと定めております。

許可条件につきましては、アは採取船の制限ですけれども、現行と概ね同じ内容になっております。

イにつきましては、現行のウと同じ内容になっております。

続きまして、4ページをお願いします。

ウにつきましては、現行のエと同じ内容ですけれども、操業中にとかそういう表現が変わっているところです。

エ、オ、カ、キにつきましては、先ほど説明した資源管理措置につきまして、許可の条件に追加したところでございます。

1番最後の附則の8ですけれども、この方針は決まりましたら施行するんですけれども、ただし、施行日以前に許可を受けたものは、令和5年度においては、この限りではないと。

なお、1(6)イの規定に関する事項につきましては、令和6年4月1日から適用する。

これは資源管理措置の部分については、来年の4月から適用するというような内容となっております。

新たな取扱方針につきましては、改正案につきまして5ページから8ページまでにお示ししてございますのでお目通しください。説明につきましては以上です。

ご協議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

今、執行部から、説明がありましたが、皆さんご存知の通り、今までは1者が長い間に渡って鹿児島県のさんごについて、営まれてこられた。皆さんご存知通りだと思いますが、ここにさんご漁業と書いてある通り、これは漁業なんですね。

もし、漁業者がやりたいのであれば、その条件に違反しなければ誰も反対する人はいないんじゃないかなと思いますが、皆さん、ご意見ご質問ございますか。

はい、柳原委員。

○柳原委員

内容について、教えていただきたいんですが、新旧対照表の2ページですが、深海さんごの1番下の資源管理措置ということで、深海さんごの生さんごの採取数量の上限が1年間に260キロとか、或いは1者の採取数量の上限数量210キロ、この辺りの数字の根拠というのは何を基に決められたんでしょうか。

○阿久根議長

はい、執行部。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

水産庁から技術的助言があったのは、平成の27年度中でした。それ以降の漁獲実績に基づきまして、漁獲状況に基づきまして、260キロについては水産庁と協議して設定しているところです。

1社の上限につきましても同様でして、27年度以降の漁獲実績に基づきまして、水産庁と協議して設定したところでございます。

○阿久根議長

暫時休憩します。

(休憩)

○阿久根議長

再開します。他にご意見ご質問ございますか。はい、肥後委員。

○肥後委員

先ほど、県の方の説明の中で、採取方法が他県ではさんご網の許可も出されてるということで説明を受けたわけなんですけど、先ほど会長も採らず方向でもう少し県として考えて欲しいと。そうした場合に、ぜひ、そこら付近はその考え方があっていいんじゃないかという気がするんです。

私もさんごの入札に、3年ほど前に高知県の方に立ち会って行ったわけですけども、高知県の近辺では、さんご網でかなり漁業者の方が収益を上げてるという実績を目の当たりにした場合には、ぜひ鹿児島県の方もそういう考え方もあっていいんじゃないかという気がするんです。

既存の許可を受けている者の場合はかなり大型の船舶を操業しながら、沖縄に他の業務で向かう際に、鹿児島県の南西諸島を北上する際に、或いは南下する際に操業してる感じがあるんですけども。

私の十島村の海域もその対象区域に入っているわけなんですけども、操業する年間実績がほとんどないってことを考えた場合に、我々の地元の業者の方からも、ぜひもう少し、せつかくある資源を活用するという含めてあらゆる場で方向性は出して欲しいということで意見が出ているわけですので。

もし、可能であれば、網での操業という方向も進めてもらえればなと思ってるんです。

○阿久根議長

はい、執行部。

○脇田資源管理監

ただいま、さんご網の話がございましたけれども、鹿児島県も大分昔にはさんご網という漁法で採らせていた経緯がございました。

ただ、やはり瀬もの一本釣りとかそちらとの漁業との何か調整があって、色々ともめた経緯もあるという話もありますし、さんご網で採り出してから、さんごが急に採れなくなって廃れたという話もですね、甕島周辺で起きたと聞いております。大分昔の話ですけども。

それで、現在取り扱っている「選択的に採る漁法」としては鹿児島県はもう大分昔から、昭和の終わりぐらいから、それですと続けておりますので、その「選択的に採る漁法」が資源管理には1番いいんじゃないかということで、鹿児島県としてはそれをずっと通ってきているところでございます。

なお、さんご漁業を行っている県につきましましては、数県ございますけれども、選択的に採る、いわゆるROVなどの形での採取は沖縄県と鹿児島県、その2県であり、さん

ご網は認めてないというところでございます。

○阿久根議長

他の委員の方でご意見ございますか。はい、前田委員。

○前田委員

はい。分からないので教えてほしいんですけど、さんご網を避けてきた理由として、他の漁業や漁場への影響や環境への影響があるのか教えてください。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

現在認められているのは選択的に採取する漁法で、小型のサイズは採らないということで選択的に採取できる。さんご網につきましては、そういう確認が取れずに網に引っかかったものということになりますので、小型なものを使ってしまう。まだ成長してないものも採ってしまう。

そうすると、資源への影響が懸念されるという部分。あと、網ですと回収できなかったりということも懸念されると。回収できなかった場合は、先ほど枯さんごという話をしましたが、死んださんごとして、後で回収できるかもしれないですけれども価値が下がってしまうというような懸念があると考えております。

○阿久根議長

はい、川畑委員。

○川畑委員

私んところの指宿市の岩本漁協、ここは深海網をやってタルメを採っていたんです。ほんで、この頃は、副産物として非常にさんごが網にかかってきまして、さんご業者が、毎年自宅訪問をされて買い付けていきました。

ところが、ある日突然、網が全然上がらなかったことがあるんですよ。

実を言いますと、それが原因で我々は一本釣りに切り換えました。

一本釣りに切り換えた途端に、今度は、さんご網の人たちが、通った後に一本釣りをするんですが、海底に残ってる上がらなかったさんご網に手こずりました。

ほとんど道具は上がりませんでした。引っかかって、釣り道具がですね。

我々としても深海刺し網をやめて、一本釣りに切り換えたんですけども、このサンゴ網をどうにかしてくれというような陳情を何回もしたことを今思い出しております。

なぜ宇治漁連に我々が入ったかと言いますと、あそこが深海刺し網のタルメの宝庫でした。結局は、我々が殺したようなもんです。

ほんで、もう釣りに切り替えようということで、宇治漁連に入って、網は一切しませんということで、いまだにずっと守っております。

実を言いますと、もう13杯いた深海刺し網、或いは専門の一本釣りは、今は悲しいかな2杯です。もうそういう状態になってますので、ほとんどもう資源的にどうこう言う問題でもないようになってきております。

ただ1つ問題は、さんごを採った後のことを考えれば、網も然り、ROVを使って採るのも然り。

大島の漁業者が1回指宿に泊りに来まして、網で採ればこういう状態になるが、潜ってはさみで採ればなんの害もないというような意見交換をして飲んだことを今更ながら思い出しております。

○阿久根議長

ちょっと短くしてください。議事録がありますので。

○川畑委員

すいません。そういった中で、やっぱりさんご漁というのは、なぜこだけ騒がれていったかと言いますと、地先の財産ですので、皆さんこの財産に対しては、やっぱり自分の財産ですので、守っていきたい。私もそう思っております。

○阿久根議長

タルメ網ですよ。今、県庁の説明では網でとれば網が引っかかって上がらなかったらさんごに悪影響を及ぼすけど、片やでは、深海刺し網があって、今実質野間池でもやっています。

やってて、潮が速くて、宇治、草垣から下がっていけば、潮が速くて網を捨ててくることも度々あるんだから、さんご目当てでなくてもそういう状況で、タルメ網の人が捨ててくる覚悟で冬に出ているわけ。

さんごは網で採らすれば、資源に悪影響、さんご礁に悪影響というけど、タルメ網がそこをやるわけだから。

はい、他に。

この件につきましては簡単には決まらないそうなので、今はこの状況で認めて、それでいいですか。

これは協議だから、これでいいですかってことでしょ。急に網も使っていいってことは県はまだ持っていけないわけだから、それを網でやりたい人が、小型船が、我々漁民でもできるような許可にしてくれってというような要望があったらまた再度検討することにして、今答えは出ないわけだから。

例えば、要望陳情があった時に県がそれに本当に乗り気になって、また委員会に諮問してきた時に初めて可能になるのであって、今日のところは、この議題について、数量と条件を認めたものについては、県は許可をしますよという形でいいんですね。

これをクリアすれば許可しますよという形でいいんですね。

○脇田資源管理監

今回はこの取扱方針の見直しについてご協議いただくということです。

○阿久根議長

これを見直した部分について、これを私なりでも川畑委員でも誰でもいいから、漁業者がこれをクリアできるもので、許可申請があれば、やる方向でいきますよという解釈でこれを切り替えるんでしょう。

○脇田資源管理監

手続上、他の手続がありますけど、そういうことでございます。

○阿久根議長

簡潔にできるだけ漁業者が1日も早く所得が得られるように、速やかにということで、今日はこの議題につきましては、協議しましたがこれでいいですか。

(「はい。」という声あり)

○阿久根議長

では、委員会といたしまして、クリアしたものには1日でも早く速やかに許可を出すようにして、漁業生産を上げてください。

また、肥後委員さんのところの組合の方々でもまとまって、網で採らせてくれというような陳情なりを、できる限りアクションを起こしていただければ、あと2年、僕がいるうちならまだなんとかなりますけど、みんなで協議して、みんなでその方向性で、今の委員さんたちは前向きだと思いますので、よろしく願います。

議題6は、そのように取り扱うことにします。

○森永技術主幹兼漁業調整係長

原案通りでよろしいということだったんですけども、今後、熊毛海区と奄美大島海区でも協議する予定になっておりまして、軽微な修正等がございました場合は、県に一任していただくということでもよろしいでしょうか。

○阿久根議長

連合海区があるから、うちはこういう協議をしたよとか、持ち寄ってそこで協議して、そんな難しい修正は出ないと思うんだけどな。

はい、わかりました。

【議題7:くろまぐろに関する令和5管理年度における県知事漁獲可能量の運用について
(報告)】

○阿久根議長

議題7はくろまぐろに関する令和5管理年度における県知事漁獲可能量の運用についてです。これは報告事項です。県からの説明をお願いします。

○水産振興課(保科技術主査)

はい。お手元の資料7をお願いします。めくっていただいて、1ページをお願いします。

まず、1概要でございます。令和5年4月1日から令和6年3月31日までを期間とする令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について、令和5年5月19日付け5水管第468号にて農林水産大臣から追加配分があったことから、各管理区分に配分致しましたので、その報告となります。

次に、2本県に配分された漁獲可能量について、管理区分への配分ルールとしては、令和4管理年度の追加配分時と同様です。

配分方法は、おおむね1割を本県留保とし、残りのおおむね9割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分します。

その結果、30kg以上の大型魚では定置漁業：その他くろまぐろ漁業が71：29となったことから、県留保分を差し引いた国からの追加配分量2.0トンにそれぞれ乗じたところ、定置漁業で1.4トン、その他漁業で0.6トンの増加となり、大型魚における変更後の漁獲可能量は定置漁業で7.1トン、その他漁業で2.9トン、県留保枠は1.1トンとなりました。

次の小型魚では、定置漁業：その他くろまぐろ漁業が79：21となったことから、県留保分を差し引いた国からの追加配分量8.5トンにそれぞれ乗じたところ、定置漁業で6.7トン、その他漁業で1.8トンの増加となり、上半期における変更後の漁獲可能量は定置漁業で11.6トン、その他漁業で2.7トン、県留保枠は2.4トンとなりました。

なお、上半期の未利用分は下半期に繰り越されることとなります。

この変更については、令和5年6月2日付けの県広報により告示しております。

以上で説明を終わります。

○阿久根議長

ただいま、県からの報告が終わりまして説明がありましたが、ご意見ございますか。ないですね。

それでは、特に意見がないようですので、その件についてはここまでといたします。

【議題8:まあじに関する令和5管理年度における県知事漁獲可能量の運用について
(報告)】

○阿久根議長

次も報告事項です。議題8、まあじに関する令和5管理年度における県知事管理可能量の漁獲管理可能量の運用についてです。説明をお願いします。

○水産振興課(保科技術主査)

はい。資料8をお手元をお願いします。

まず、1変更理由でございます。令和5年1月1日から令和5年12月31日までを期間とする令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について、令和5年5月12日付け水管第495号にて農林水産大臣から追加配分があり、県知事漁獲可能量を変更しましたので、その報告となります。

この変更については、令和5年5月2日付けの県広報により告示しております。

次に2本県に配分された漁獲可能量について、本県には500トンが配分されております。

配分方法は、県資源管理方針別紙1-1に基づき、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とします。

また、おって、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理年度の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加配分された数量を配分することとする、とされていることから、次の変更案のとおり配分しました。

【配分】にあるとおり、R1～R3年のまき網平均値は1,040トンで60.5%、その他漁業は679トンであり39.5%となり、県留保枠を差し引いた450トンに乗じると、まき網漁業で300トン、その他漁業で150トンの増加となり、変更後の漁獲可能量はまき網漁業で1,900トン、その他漁業は目安数量で1,250トン、県留保枠は350トンとなりました。

以上で説明を終わります。

○阿久根議長

ただいま、ご説明がありました。これも報告事項ですので、よろしいですね。

それでは、特に意見がないようですので、ここまでといたします。

【その他】

○阿久根議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かありますか。ないですね。

私から一言。取締船は鹿児島県漁業者には厳しいのに、他県には何も言わないから、熊本県漁業者が県内でたこつぼ漁業をやっているのに、取り締まらない。あれは許可漁業にすべき。

はい、県から何かあるんじゃないですか。はい、どうぞ。

○水産振興課(村田技術専門員)

はい。漁業調整係の村田です。

八代海の機船船びき網、いわゆるバッチ網に係る操業区域拡大の要望の経過報告について少しだけ時間をください。

昨年度、県境が確定していない海域で、操業区域を拡大して欲しいという要望があったと思いますが、昨年度この委員会の中でも何回かご説明したところです。

委員会の説明の中では委員の方から、県境の争いがあり、また、歴史的なものがある難しい海域だけど、鹿児島県の漁業者が不利になるような状況はよくないということと、鹿児島県の主張を続けていただきたい、熊本県側も調整委員会に諮っていただきたい、両県の漁業者間で話し合いをやって欲しいというご意見がございました。

その後の経緯でございますが、熊本県の方には当海区の議事録を送付させていただいて、当案件の県の説明状況や委員の皆様の見解について共有させていただいたところです。

熊本県は、3月の会議に諮って、鹿児島県から要望等について説明したということでございました。熊本県の議事録の送付はまだないのでどういった議論がされたかはまだ把握できてない状況でございます。

その他、東町漁協の要望されている方から、今年度に入っても、県に何度か連絡があったところがございます。

今年度の対応なのですが、熊本県からの回答がない状況ですので先方の考えが見えない中なのですが、熊本県としてはあまり触って欲しくない案件であるということもありますので、このままでは物事が何も進まないという状況が想定されております。

本県としては、両県の海区にて協議を行う場を設定し、まずは双方で意見交換や相互の理解を図っていただき、解決の糸口を見つけていただいきたいと考えているところでございます。

具体的なその協議日程については、熊本県からの回答を踏まえながら、阿久根会長と協議しながら進めて参りたいと思っておりますので、そのご報告でございます。

以上です。

○阿久根議長

よく連絡があって、本人がしびれを切らして俺が行くって言ってるので、ちょっと待てと言っているところです。

できれば県庁と委員の代表で話し合いの場を持つなら持つで、いいところで行きたいと思っております。喧嘩するつもりはないですけど、県民のためなら協議の場を作っていただき、こちら側の主張をあちらの主張だけじゃなくて、職員だけに任すんじゃなくて行ってきたいと思っておりますので、その場が1日でも早くできることを願っております。

行きたい方は一緒に行きましょう。

【閉会】

○阿久根議長

はい、終わり。それでは、第2回鹿児島海区漁業調整委員会をこれで終わりにします。今日は長い議論ありがとうございました。

○脇田事務局長

どうもありがとうございました。

—令和5年6月7日（水）午後4時35分閉会—